

「ながのラーメン物語」魅力発信事業業務委託 仕様書

1 業務名

「ながのラーメン物語」魅力発信事業業務委託

2 業務目的

観光分野における「食」は、誘客力や訴求力が期待できる重要な観光コンテンツであることから、本市では、古くから親しまれている「粉もの文化」の情報発信に取り組んでいる。

長野市を代表する粉ものといえば、「そば」や「おやき」が中心であるが、市内には数多くのラーメン店舗も点在し、様々な種類の味を楽しむことができることから、「ラーメン」は多くの市民に親しまれている。さらには、インバウンドからの人気も高く、外国人観光客の観光需要が急速に回復する今、地域外からの誘客のきっかけとなる食コンテンツとして期待される。

そこで、本業務においては、長野市のラーメンやラーメン文化による魅力向上・誘客促進を図るため、「長野市といえばラーメン」といった意識の醸成・浸透を図り、市内外への情報発信により、「ラーメン」を新たなソウルフード・観光コンテンツとして育むことで、長野市の観光振興や地域経済の活性化につなげることを目的とする。

3 業務履行期間

契約を締結した日から令和6年3月31日までとする。

4 業務内容

事業目的を踏まえ、以下の業務内容の提案をすること。

(1) ラーメン文化調査分析

以下の調査を実施し、その結果を分析すること。

なお、調査手法や調査項目、調査先等について提案すること。

ア 市内のラーメン店舗調査

市内におけるラーメン店の状況について調査をし、データを作成すること。

調査対象店舗は、「ラーメンを主軸として営業する店舗」とする。なお、調査項目は以下を含めるものとし、その他項目については提案すること。

- ・店舗基本情報（営業時間、座席数、駐車場有無等）
- ・提供商品種別
- ・支払い方法（現金のみか、キャッシュレス対応可能か）
- ・メニューの英語表記有無
- ・HP等への掲載希望の有無
- ・インバウンド受け入れ意向の有無

イ ラーメン文化動向調査

長野市及び他都市のラーメンに関する取り組みや、ラーメン文化の歴史、成り立ちについて調査をすること。

ウ アンケート調査

市民又は近隣市町村居住者を対象にしたアンケート調査を実施すること。サンプル数は500件程度確保するものとするが、調査手法については提案すること。なお、調査項目は以下を含めるものとし、その他項目については提案すること。

- ・回答者属性（年代、性別、居住地）
- ・ラーメンは好きか
- ・どの種類のラーメンが好きか
- ・どんな時にラーメンが食べたいくなるか

(2) ながのラーメンストーリー作成

(1)の調査を基に、今後プロモーションを展開する上での軸となるストーリーを作成すること。

ア 内容

長野市のラーメン文化の成り立ちや発展の歴史について、わかりやすく、市民や観光客の興味関心を引くような内容にすること。

イ 有識者の意見聴取

長野市の食文化やラーメン文化に精通する有識者等の意見を参考にすること。

(3) 事業実施

(2)で作成したストーリーを軸に、令和5年度から令和7年度に実施する事業について、年度ごとに提案すること。また、令和5年度事業については、提案による事業を実施するものとし、内容には以下の視点も取り入れること。

- ・(1)で得た結果の活用、発信
- ・ながのラーメンストーリーの周知

なお、(1)で得た結果については、ラーメン事業者やメディア事業者等が広く活用できるよう、データの公開・提供を想定している。

(4) その他

当該事業の実施にあたっては、次の点に留意すること。

ア ラーメン事業者の意見を参考にすること。

イ 特定の個店や事業者による意見の偏りを防ぐこと。

ウ 当該関連業務は3か年程度での実施を想定している。実施年数は現時点での見込みであり、次年度以降の予算を担保するものではない。また、当該業務の受注によって、次年度以降の契約を確約するものではない。

5 事業費

5,000,000円未満（消費税及び地方消費税含む）

6 打合せおよび実施状況の報告

- ・ 受託者は、業務の実施内容や進捗状況の共有のため、本市と定期的に打合せを実施するものとし、打合せ日程や打合せ方法（オンラインを含む）等については双方協議の上決定するものとする
- ・ 受託者は、市から請求があったときは、事業の進捗状況等について随時報告すること

7 業務完了時等の提出書類

受託者は、業務完了後、次の(1)から(3)の書類を提出すること

- (1) 業務委託完了届
- (2) 事業報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

- ・ 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。
- ・ 前号の「主たる部分」とは、当該業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理に係る業務とする。
- ・ 受託者は、前2号の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(2) 守秘義務

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。
- ・ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 著作権の取り扱い

- ・ 本業務により新たに発生した著作権は、本市に帰属するものとし、本市は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できることとする。
- ・ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当

該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(4) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施に当たって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たって得た個人情報については、長野市個人情報保護条例（平成3年長野市条例第32号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。